

年金1（問題）

問題1 次の各問に答えよ。（20点）（解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと）

- (1) 「適格退職年金契約の承認等に関する取扱いについて（法令解釈通達）」の「給付の額の減額」に関する記述について空欄を埋めよ。

法令附則第16条第1項第11号《給付の減額変更》に規定する「その減額を行わなければ掛金等の払込みが困難になると見込まれることその他の相当の事由があると認められる場合」には、例えば、次に掲げる場合がこれに該当する。

- (1) 受益者等が ① の加入員となったため、又は既に ① の加入員である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該 ① に係る給付の額に含めるため、当該 ① に係る給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合
- (2) 受益者等が ② 法（平成13年法律第50号）第2条第1項《定義》に規定する ② （以下「 ② 」という。）の加入員となったため、又は既に ② の加入員である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を同法第3条第1項《 ② の実施》に規定する ② に係る規約に基づく給付の額に含めるため、当該 ② に係る規約に基づく給付の額に含める部分に相当する給付の額を減額する場合
- (3) ③ 等雇用条件の改善の見返りとして給付の額を減額する場合
- (4) 事業主が債務超過の状態にある等経営不振の状態に陥ったため、給付の額を減額する場合
- (5) ④ 等の事由により過去勤務債務等の額が著しく増加し、給付の額を減額しなければ ⑤ が困難になると見込まれるため、給付の額を減額する場合
- (6) ⑥ に伴い、被合併法人又は営業の譲渡を行った事業主の適格年金契約の給付水準に合わせるため、給付の額を減額する場合
- (7) 受益者等が確定拠出年金法第2条第8項《定義》に規定する ⑦ （以下「 ⑦ 」という。）となったため、又は既に ⑦ である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該 ⑦ の同条第12項《定義》に規定する個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、同法第54条第1項《他の制度の資産の移換》及び確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）附則第2条第3項《適格退職年金契約に関する特例》の規定により適格年金契約の資産の移換を行う場合
- (8) 受益者等が ⑧ 法（昭和34年法律第160号）第2条第3項《定義》に規定する退職金共済契約（以下 ⑧ 契約という。）の被共済者となったため、当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を確定給付企

業年金法附則第28条第1項《適格退職年金契約に係る資産の勤労者退職金共済機構への移換》に規定する被共済者持分額に含めるため、給付の額を減額し、勤労者退職金共済機構に引き渡す場合

- (注) 1 (3)から(8)までの事由により給付の額を減額する場合には、法令附則第17条第4項《適格退職年金契約の変更承認申請》に規定する変更承認申請書又は同条第7項《適格退職年金契約の変更承認届出》に規定する届出書に、の同意及びで組織する労働組合がある場合の当該労働組合の同意（で組織する労働組合がある場合には、当該労働組合の同意をもっての同意に代えることができる。）を得ていることを明らかにする書面を添付する必要があることに留意する。
- 2 (7)の給付の減額を行う場合において、適格年金契約に法令附則第16条第1項第7号ハに規定する過去勤務債務等の現在額（以下「過去勤務債務等の現在額」という。）があるときは、同項第9号トの規定の適用があるが、法規附則第5条第2項第2号の規定により当該過去勤務債務等の現在額の一部について過去勤務債務掛金等の払込みを行う場合の法令附則第16条第1項第9号トに規定する払込金額に相当する金額は、法規附則第5条第2項第2号による払込みを行った後の過去勤務債務等の現在額に充てるための払込金額に相当する金額となることに留意する。

- (2)「適格退職年金契約の承認等に関する取扱いについて（法令解釈通達）」の「他社勤務期間の通算等」に関する記述について空欄を埋めよ。

次に掲げる場合の転籍者等については、転籍前の法人等の勤務期間（以下「他社勤務期間」という。）を通算して退職年金を支給することができるが、この場合、当該他社勤務期間に見合うは、等が負担することに留意する。

- (1) を締結している会社間で転籍があった場合
- (2) から転籍があった場合
- (3) 法人のにより転籍があった場合
- (4) により従業員を引き継いだ場合
- (5) その他(1)から(4)に準ずる事実がある場合

- (3) 確定給付企業年金法施行規則第 29 条（給付の額の再評価等に用いる率）に関する記述について空欄を埋めよ。

令第 24 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一

二 の利回り

三 前 2 号に掲げる率を組み合わせたもの

四 前 2 号に掲げる率にその を定めたもの

2 前項各号の率は、 を下回らないものであることとする。

- 問題 2 適格退職年金制度における過去勤務債務の償却について、以下の設問に答えよ。
(20 点)

- (1) 過去勤務債務等の積立方法（管理方式、掛金等の形態、償却割合）を変更できる事由を列挙せよ。
- (2) 基礎率の変更がなくても過去勤務債務等を洗い替えることができる場合を列挙せよ。
- (3) 共同委託（結合）契約の場合の過去勤務債務等に係る掛金の合理的な負担方法を列挙せよ。

問題3 以下の設問に答えよ。(20点)

A社は現在、適格退職年金制度を実施している。今般、規約型確定給付企業年金制度に変更を検討している。なお、A社の適格退職年金制度の概要は次のとおりである。

【A社の適格退職年金制度の概要】

移行形態	定年部分退職金の50%移行
加入資格	年齢30歳以上
受給資格	
年金給付	勤続期間25年以上の定年退職
一時金給付	勤続期間5年以上の定年退職
年金支給期間	15年保証付終身年金
定年年齢	60歳
加入者数	800人
受給者数	100人

- (1) A社の適格退職年金制度を規約型確定給付企業年金制度へ変更する場合は、権利義務の移転・承継とそれによらない方法がある。それぞれの方法について、その仕組みと特徴を述べよ。
- (2) A社の適格退職年金制度を規約型確定給付企業年金制度へ変更した場合、確定給付企業年金制度における財政検証の経過措置について、(1)のそれぞれの方法ごとに述べよ。
- (3) A社の適格退職年金制度を規約型確定給付企業年金制度へ変更する場合の制度設計上の留意点を(1)のそれぞれの方法ごとに述べよ。

問題4 以下の設問に答えよ。(40点)

- (1) 確定給付企業年金制度は適格退職年金制度と比べて、制度設計上および財政運営上において受給権保護の観点から様々な措置が施されている。どのような措置が施されているか述べよ。
- (2) このような確定給付企業年金制度において、更なる受給権保護のための方策を講じるとした場合はどのような方策を講じるべきか、理由を付して所見を述べよ。

以上

年金1 解答例

問題1

(1)	①	厚生年金基金
	②	確定給付企業年金
	③	給与水準の引上げ又は定年年齢の引上げ
	④	運用利回りの著しい低下
	⑤	掛金等の払込み
	⑥	合併又は営業の譲渡
	⑦	企業型年金加入者
	⑧	中小企業退職金共済
	⑨	加入者の3分の2以上
	⑩	加入者の3分の1以上

(2)	⑪	過去勤務債務掛金等
	⑫	当該法人
	⑬	共同委託（結合）契約
	⑭	関係会社（勤務期間を通算する会社をいう）
	⑮	分割・合併
	⑯	営業の譲渡又は法人成等
(3)	⑰	定率
	⑱	国債
	⑲	上限又は下限
	⑳	零

問題 2

答案は、次の内容が簡潔に記述されていればよい。

- (1) 過去勤務債務の積立方法（管理方式、掛金等の形態、償却割合）を変更できる事由は以下の通りである。
- イ 財政再計算を行うとき（経験予定脱退率を使用する契約で予定昇給率を使用しない契約にあっては、当該契約締結の時から5年以内の一定期間ごとの対応日から6ヶ月以内）。
 - ロ 基礎率の変更が必要になったとき。
 - ハ 給付の増額、受給資格の緩和又は給付の種類を追加するとき。
 - ニ 次に掲げる場合において、過去勤務債務等の洗替が必要と認められるとき。
 - (イ) 法人の合併又は営業譲渡が行われるとき。
 - (ロ) 共同委託者（結合子会社）を追加又は除外するとき。
 - (ハ) 臨時拠出金を払込む必要が生じたとき。
 - ホ その他積立方法の変更に合理的な理由があると認められるとき。
- (2) 基礎率の変更がなくても必要に応じて過去勤務債務等を洗替えることのできる場合は以下の通りである。
- イ 給付の増額、受給資格の緩和又は給付の種類を追加したとき。
 - ロ 法人の合併又は営業譲渡が行われるとき。
 - ハ 共同委託者（結合子会社）を追加又は除外するとき。
 - ニ 臨時拠出金を払込む必要が生じたとき。
 - ホ 受益者等が企業型年金加入者となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるため、給付の額を減額し、適格年金契約の資産の移換を行うとき。
 - ヘ その他過去勤務債務等の額が著しく増減すると見込まれるとき。
- (3) 共同委託（結合）契約の場合の過去勤務債務等に係る掛金の合理的な負担方法としては以下のものが挙げられる。
- イ 負担区分の算定時点におけるそれぞれの加入者の責任準備金又はこれに類するものの比。
 - ロ 負担区分の算定時点におけるそれぞれの加入者の勤続（加入）期間の比又は加入者の給与と勤続（加入）期間の相乗積の比。
 - ハ その他合理的な方法。
- ただし、事業主の人員構成等からみて合理的であると認められるときは、共通の掛金率（額）によることもできる。

問題3

答案は、次の内容を踏まえ、記述されていけばよい。

(1) 権利義務の移転・承継とそれによらない方法の仕組みと特徴は次のとおりである。

	権利義務の移転・承継による方法 (確定給付企業年金法附則第25条及び法人税法施行令附則第16条第1項第10号イを適用)	権利義務の移転・承継によらない方法 (確定給付企業年金法施行規則附則第13条及び法人税法施行令附則第16条第1項第9号ロを適用)
①移換対象者	加入者および年金受給者全て(契約単位)	加入者のみ
②適年契約に係る要留保額の支払い先	資産管理運用機関等	事業主
③移換額の限度	なし	新制度における過去勤務債務の範囲内
④移換後の支給要件等	移換時の受益者等については適格退職年金制度の準用可(権利義務の移転承継)	確定給付企業年金法の本則を適用

(2) 財政検証の経過措置は次のとおりである。

①権利義務の移転・承継による方法

ア. 積立不足による再計算に関する経過措置

本則としては、積立不足額が次のいずれかにより計算された額を上回る場合、再計算が必要となる。

A. 「20年間分の標準掛金の予想額の現価」×「規約で定める一定率(15%以下)」

B. 「責任準備金×15%^(注)以下」

(注)資産に数理的評価を導入している場合は10%以下

C. 「AおよびBのうちいずれか小さい額」

なお、当該方法による変更の場合は、A. 中の「20年」を「平成14年4月1日から当該権利義務を承継した日までの年数を、30年から控除した年数」とする。

イ. 最低保全給付に関する経過措置

当該方法による変更の場合、最低保全給付は、「最低保全給付×n/15」で評価する緩和措置を適用して算定することが可能。

②権利義務の移転・承継によらない方法

経過措置はなく、確定給付企業年金法の法令の本則による。

(3) 制度設計上の留意点は次のとおりである。

①権利義務の移転・承継によらない方法

A. 総則

- a. 経過措置の適用はなく、確定給付企業年金法の法令の本則による制度設計となる。
- b. この場合、旧制度（適格退職年金制度）の給付水準の維持の規定はない。

B. 加入資格

確定給付企業年金では加入資格については「一定の勤続期間（5年）以上又は一定の年齢（30歳）以上の従業員を加入者とする事」が必要。また、加入者とならない従業員について、他の確定給付企業年金、厚生年金基金（加算型にあっては加算部分）、確定拠出年金（企業型）、適格年金または退職手当制度（退職金前払制度を含む）が適用されていることが必要であり、それらの状況を勘案のうえ加入資格30歳以上の設定を考慮すること。

C. 受給資格

○年金給付（老齢給付金）

- a. 加入者期間20年を超えないこと（現行制度は25年以上のため変更が必要）。支給開始要件との兼ね合いで次のように変更する必要がある。
 - ・60歳以上65歳以下の規約に定める年齢に達したときに支給すること（現行定年退職した場合のみ給付するため、退職の事由による制限があるため、変更が必要）。
⇒例えば「加入者期間20年以上で60歳に達したとき」に変更する。
 - ・50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に達した日以降、実施事業所に使用されなくなったときに支給することができる。
⇒例えば「加入者期間20年以上かつ50歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき、または、加入者期間20年以上で60歳に達したとき」に変更する。
- b. 遺族給付金・障害給付金は任意に設定可能。

○一時金（脱退一時金）

- a. 加入者期間3年を超える要件を定めることはできない（現行制度は5年以上であるため、変更が必要）。
⇒例えば「加入者期間3年以上20年未満で加入者の資格を喪失したとき」に変更する。
- b. 加入者期間20年以上で老齢給付金支給開始要件を満たさないものには脱退一時金を支給することができる（任意）。この場合、脱退一時金には繰下げの規定を行い支給開始要件に達した時には老齢給付金を選択できる規定を設ける必要がある。現行制度の一時金の要件を、例えば次のように変更する。
 - ・老齢給付金の支給開始要件を60歳とするとき
加入者期間3年以上20年未満である者が加入者の資格を喪失したとき（死亡によ

る資格喪失を除く)、及び、加入者期間 20 年以上である者が 60 歳未満で加入者の資格を喪失したとき (老齢給付の支給開始要件を満たさない者にも脱退一時金を支給する場合)。

- ・老齢給付金の支給開始要件を 50 歳 (50 歳以上 60 歳未満の年齢) で実施事業所に使用されなくなったときとするとき

加入者期間 3 年以上 20 年未満である者が加入者の資格を喪失したとき (死亡による資格喪失を除く)、及び、加入者期間 20 年以上である者が 50 歳未満で加入者の資格を喪失したとき (老齢給付の支給開始要件を満たさない者にも脱退一時金を支給する場合)。

- c. 遺族給付金・障害給付金は任意に設定可能。

D. 年金支給期間

支給期間は終身または 5 年以上としなければならない。また、保証期間については 20 年を超えない範囲で設定しなければならない。現行制度は 15 年保証終身であるため、特に問題はない。

E. 年金受給者

当該方法による移行の場合、現行制度の受給者は新制度に移行できないため、適格退職年金制度は閉鎖型年金とする必要がある。

②権利義務の移転・承継による方法

A. 総則

- a. 当該方法により引き継がれた適格退職年金制度の加入者・受給者については、現行制度の受給資格による給付を行うことができる。ただし、今後加入する者及び今後の新規加入者については新制度の経過措置の適用はなく、確定給付企業年金法の法令の本則による制度設計となる (上記、権利義務の移転・承継によらない方法の B～E 参照)。
- b. 平成 24 年 3 月 31 日までの間は、給付減額を行う場合の理由として、適格退職年金から移行した確定給付企業年金であって、給付の額を減額することがやむを得ない場合が含まれる。

問題 4

以下に解答のポイントをいくつか記載するが、各人の考え方により異なる観点からの解答であっても差し支えない。

但し、(2)については、単なる知識の羅列にとどまらず、具体的な措置方法を記述したうえで、なぜそのような措置が必要なのか、それを実施する際の問題点、およびその解決方法を含め、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。

(1)

- ・ 給付減額時の取扱いが明確化されたこと
- ・ 加入3年以上で一時金、20年以上で年金の受給権を付与する必要があること
- ・ 継続基準と非継続基準の財政検証が義務付けられたこと
- ・ 次回財政再計算時までの特例掛金が手当てされたこと
- ・ 過去勤務債務の償却期間が有期限化されたこと
- ・ 受託者責任が明確になったこと
- ・ 情報開示が義務付けられたこと
- ・ 制度終了時に、給付に必要な資産の積立が義務付けられたこと
- ・ 年金数理人の確認が義務付けられたこと
- ・ 財政上の剰余金を年金資産として留保することが可能となったこと

(2)

- ・ 支払保証制度を創設すること
- ・ バックローディングを禁止すること
- ・ ベスティングを強化すること
- ・ 最低積立基準額の評価方法を保守化すること
- ・ 財形検証機能を強化すること
- ・ ポータブル機能を強化すること

以上